

○新潟県中東福祉事務組合職員安全衛生管理規程

平成25年2月1日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県中東福祉事務組合職員の安全と健康を確保するための組織について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 新潟県中東福祉事務組合（以下「組合」という。）に常時勤務する職員をいう。
- (2) 所属長 事務局長、ふなおか学園長、ふなおか更生園長、事務長、こすもすの家所長をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属職員の安全と健康の保持及び増進に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、所属長その他安全衛生管理に携わる者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びこの規定に基づいて講ずる安全と健康を確保するための措置に協力するよう努めなければならない。

(総括責任者)

第5条 組合に総括責任者を置く。

- 2 総括責任者には、事務局長をもって充てる。
- 3 総括責任者は、所属長及び衛生管理者を指揮監督する。

(衛生管理者)

第6条 組合に、法12条の規定による衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、職員のうち労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第10条の規定による資格を有する者又は規則62条の規定により免許を受けた者のうちから組合管理者が選任する。
- 3 衛生管理者は、総括責任者の指揮を受け法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、規則第11条第1項の規定による業務を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(産業医)

第7条 職員の健康管理を行わせるため、組合に法第13条の規定による産業医を置く。

- 2 産業医は、労働衛生に関する知識を有する医師のうちから組合管理者が委嘱する。
- 3 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門知識を必要とするものを行い、当該職員に関する事項について総括責任者又は所属長に勧告し、又は衛生管理者に指導若しくは助言することができる。
 - (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (3) 作業の管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 衛生教育に関すること。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 産業医は、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがないよう、適宜職場を巡視するものとする。

(衛生委員会)

第8条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる事項を調査審議し、組合管理者に意見を述べるため、施設に衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか職員の健康障害を防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

2. 委員会は、委員 11 人で組織し、任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 委員は、次に掲げる者のうちから、組合管理者が指名する。

(1) 総括責任者

(2) 衛生管理者

(3) 安全衛生に関し経験を有する者

(4) 産業医

4. 組合管理者は、前項の委員について、前項第1号に規定する委員以外の委員の半数については職員団体の推薦に基づいて指名するものとする。

(議長及び議長代理)

第9条 委員会に議長を置き、前条第3項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ使命する委員が職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、議長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、庶務係において行う。

(委任)

第12条 前4条に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(実施細目)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総括責任者が定める。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。